

放課後等デイサービスについて

1 位置付け

「発達に支援を要する子どもに一貫性と継続性のあるサポートを保障する「発達支援システム」を継続し、子どもに最善の利益を保証する支援体制づくりに必要な専門職を配置し、システムづくりを進めます。」

(第5期総合計画 3-2-1 安心して生み育てることができる子育て支援より抜粋)

※「放課後等デイサービス」とは、児童福祉法に定められた通所サービスである。学校に就学している障害児（小学生～18歳）に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することを目的としている。

2 現状

- (1) 町内の事業所・・・1か所（芽室町発達支援センター）
- (2) 放課後等デイサービスの利用者数・・・小学生42名、中学生9名、高校生6名、計57名（令和3年9月1日現在）
- (3) 町外事業所の利用者数・・・小学生8名、中学生3名、高校生2名、計13名（令和2年度）
- (4) 送迎対応が可能な障害児の放課後の居場所・・・1か所（日中一時支援）

3 課題と解決策

帯広市内の事業所数の増加・多様化に伴い、町外の事業所を利用・検討するケースが増えているが、送迎対応が可能な事業所は少なく、希望者全てが利用できる状況にはない。現在、民間事業所が町内で放課後等デイサービスを開設する意向を示していることから、新規事業所の開設により課題解決を図る。

4 事業展開

- (1) 場所 東2条南5丁目（生活体験住宅東側・別紙参照）
- (2) 手法 行政財産の使用（詳細検討中）
- (3) 所要経費 なし（改修費等）

5 スケジュール

- | | | |
|------|-------|-----------------|
| 令和3年 | 10月上旬 | 事業者公募開始 |
| | 11月上旬 | 事業者決定 |
| | 11月中旬 | 経過報告（厚生文教常任委員会） |
| | 11月下旬 | 住民説明会 |
| 令和4年 | 2月以降 | 事業開始 |

■ 地図



■ 外観

